

<h1>静岡市報</h1>	No. 51
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例・・・5
- 静岡市大浜公園条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・14
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・18

**規 則**

- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・27

**選挙管理委員会告示**

- 静岡市選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

**葵区選挙管理委員会告示**

- 静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

**駿河区選挙管理委員会告示**

- 静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

**清水区選挙管理委員会告示**

- 静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

**固定資産評価審査委員会告示**

- 静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

**議会告示**

- 静岡市議会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
-

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ **こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和5年静岡市条例第45号）**

こども家庭庁設置法等の施行に伴い、関係する条例を整理するため、本条例を制定することとした。

---

◇ **静岡市大浜公園条例（令和5年静岡市条例第46号）**

大浜公園の再整備に伴い、事業及び指定管理者による管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

---

◇ **静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第47号）**

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、同感染症により生じた事態に対処するための検診・検査等業務に係る特殊勤務手当の特例を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ **静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第48号）**

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、所有権移転登記又は所有権保存登記に係る嘱託に関する手数料について、所要の改正をすることとした。

---

◇ **静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第49号）**

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の申請について、所要の改正をすることとした。

---

◇ **静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第50号）**

内閣府の特定非営利活動促進法に係るオンライン申請システムの運用開始に伴い、本市におけるオンライン手続の開始に必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第45号

こども家庭庁の設置に関する関係法令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(静岡市立こども園条例の一部改正)

第1条 静岡市立こども園条例(平成26年静岡市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第6条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

(静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年静岡市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」の次に「と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第30条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第49条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第59条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第66条の3第1項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第66条の17第1項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第69条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第77条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則第7条第1項中「基準省令」を「基準府令」に改める。

(静岡市身体障害者福祉施設条例の一部改正)

第5条 静岡市身体障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正）

第6条 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例（平成15年静岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市知的障害者福祉施設条例の一部改正）

第7条 静岡市知的障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市中心身障害者ケアセンター条例の一部改正）

第8条 静岡市中心身障害者ケアセンター条例（平成16年静岡市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（静岡市児童発達支援センター条例の一部改正）

第9条 静岡市児童発達支援センター条例（平成15年静岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号及び第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第44条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第48条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第44条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第55条第2項及び第56条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第104条第4項及び第113条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。  
(静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項、第23条第4項、第66条第4項及び第91条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17条）の一部を次のように改正する。

第17条第4項及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市大浜公園条例をここに公布する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第46号

静岡市大浜公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、駿河湾に面し、プールを備えた市民の憩い、レクリエーション及び健康づくりの場として、市が設置する次の都市公園（以下「公園」という。）の管理に関し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

名称	位置
大浜公園	静岡市駿河区西島1380

(事業)

第2条 公園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の憩い、レクリエーション及び健康づくりに関すること。
- (2) 公園の利用の促進に資するイベント等の開催に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 市長は、指定管理者に公園施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第5条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が公園の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が公園の効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(管理上必要な事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、静岡市都市公園条例(平成15年静岡市条例第231号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の公園の管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。この場合において、公園の管理について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(公園の管理に関する規定の整備)

- 3 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、施行日の前日までに、こ

の条例を改正して定めるものとする。

(静岡市都市公園条例の一部改正)

4 静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「大浜公園のウォータースライダー、」を削り、「ウォータースライダー等」を「茶室兼多目的集会室等」に改め、同項の表中

「

駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室	を
大浜公園	ウォータースライダー	

」

「

駿府城公園	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室	に
-------	--------------------	---

」

改め、同条第4項の表中

「

大浜公園	ウォータースライダー	を
清水日本平運動公園	球技場	

」

「

清水日本平運動公園	球技場	に
-----------	-----	---

」

改める。

第7条第1項中「ウォータースライダー等」を「茶室兼多目的集会室等」に改め、同項の表中

「

	茶室	—	午前9時から午後9時まで	を
大浜公園	ウォータースライダー	—	午前9時30分から午後6時まで	

」

「

	茶室	—	午前9時から午後9時まで
--	----	---	--------------

」

改め、同条第2項を削り、同条第3項中「ウォータースライダー等」を「茶室兼多目的集会室等」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第2の3公園施設を管理する場合の表中

「

(5) 大浜公園脱衣預り所	1 開催期間につき	182,620 円
(6) その他	1 平方メートル1日につき	154 円

」

「

(5) その他	1 平方メートル1日につき	154 円
---------	---------------	-------

」

改める。

別表第3(1)大浜公園の表を削り、別表第3(2)清水船越堤公園の表を別表第3(1)清水船越堤公園の表とし、別表第3(3)清水日本平運動公園の球技場の表を別表第3(2)清水日本平運動公園の球技場の表とし、別表第3(4)清水桜が丘公園の表を別表第3(3)清水桜が丘公園の表とする。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第47号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第10項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第48号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第288号）の規定による所有権移転登記又は所有権保存登記に係る嘱託	登記嘱託書1通につき 3,000円	を
--	-------------------	---

」

「

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた所有権移転登記又は所有権保存登記に係る嘱託	登記嘱託書1通につき 3,000円	に
--	-------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第49号

##### 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら印鑑の登録の証明を受けようとするときは、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて申請することができる。

第14条第2項中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第3項中「及び印鑑登録証」の次に「又は個人番号カードの券面に記載された事項」を、「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

第15条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る）」に改め、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項の規定により設定した」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第50号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

静岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）をいう。）の提供を受けるときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）

第15条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条及び第8条の規定により行う提出、縦覧、届出及び閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

# 規 則

静岡市規則第47号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年6月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第17条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 特定小型原動機付自転車標識 様式第132号の2

様式第132号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

## 静岡市規則第48号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年6月26日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条第23号を次のように改める。

(23) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第49号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第15条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上

第25条第2号中「第5項若しくは第6項」を「第6項若しくは第7項」に改め、同条第5号中「第55条第3項第1号若しくは第2号」を「第55条第3項若しくは第4項第1号若しくは第2号、第58条第2項」に改め、同号の表中

「

防災避難計画書		
---------	--	--

を

「

防災避難計画書		
---------	--	--

」

区域図(法第58条第2項の規定による許可を受けようとする場合に限る。)	縮尺、方位、高度地区の区域の境界線及び敷地の位置	に
-------------------------------------	--------------------------	---

」

改める。

第26条第1項中「第10条の4の5第1項」を「第10条の4の10第1項」に改め、同条第2項中「第10条の4の8第1項」を「第10条の4の13第1項」に改める。

第34条第1項第1号中「第15条第8号及び第10号」を「第15条第9号及び第11号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第50号

静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市都市公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第219号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「大浜公園のウォータースライダーの利用及び」を削る。

第12条第29号を削り、同条第29号の2中「様式第29号の2」を「様式第29号」に改め、同号を同条第29号とする。

様式第29号を削り、様式第29号の2を様式第29号とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第51号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年7月11日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「17万1,650円」を「17万2,550円」に、「7万5,290円」を「7万7,890円」に、「8万5,780円」を「8万6,280円」に、「3万7,600円」を「3万8,900円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

## 選挙管理委員会告示

## 静岡市選挙管理委員会告示第14号

静岡市選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市選挙管理委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月6日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

題名を次のように改める。

静岡市選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第4号

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市葵区選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月5日

静岡市葵区選挙管理委員会 委員長 海野 雅弘

題名を次のように改める。

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 駿河区選挙管理委員会告示

## 静岡市駿河区選挙管理委員会告示第6号

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月3日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 三宅 衛

題名を次のように改める。

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 清水区選挙管理委員会告示

## 静岡市清水区選挙管理委員会告示第19号

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市清水区選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月5日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 望 月 洋 壽

題名を次のように改める。

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 固定資産評価審査委員会告示

## 静岡市固定資産評価審査委員会告示第2号

静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月20日

静岡市固定資産評価審査委員会

題名を次のように改める。

静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 議会告示

## 静岡市議会告示第1号

静岡市議会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年静岡市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月13日

静岡市議会議長 井上恒彌

題名を次のように改める。

静岡市議会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（）」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。